

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25年 5月 30日現在

機関番号: 3 2 6 1 0 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2010~2012

課題番号:22530374

研究課題名 (和文)

コーポレート・ガバナンスにおけるソフトローのエンフォースメントについての研究

研究課題名(英文)

Corporate governance soft law enforcement research

研究代表者

田中 信弘 (TANAKA NOBUHIRO) 杏林大学・総合政策学部・教授

研究者番号: 00245458

研究成果の概要(和文):

コーポレート・ガバナンスと CSR におけるソフトローのエンフォースメントの形式とその有効性について調査分析を行った。コーポレート・ガバナンスについては、EU 諸国における「遵守か説明か」の原則の有効性について、現地聞き取り調査をもとにその意義を明らかにした。 CSR については、国際 CSR 規格の有効性を、主としてグローバルコンパクトと OECD 多国籍企業ガイドラインに関して、事務局の訪問調査を踏まえて検討した。今後の研究課題として、ソフトローにより促された情報開示の内容をモニターする主体の影響力がエンフォースメントの有効性を考える上で重要であるとの含意を得た。

研究成果の概要 (英文):

This study has examined for both Corporate Governance (CG) and Corporate Social Responsibility (CSR) the soft law enforcement mechanisms and their respective effectiveness. In order to evaluate the contemporary situation the research team undertook field research of the EU and a number of its member states and clarified the significance of the "comply or explain" rule against the backdrop of the CG code. Further for CSR, the research team investigated by field visits a number of international CSR initiatives, such as Global Compact, OECD Multinational Enterprises Guidelines, amongst others, and their implications. The next step in the research is to analyze the substance and significance of stakeholder engagement in the expanding role of non-financial information disclosures through soft law affects.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	500,000	150,000	650, 000
2011 年度	500,000	150,000	650, 000
2012 年度	500,000	150,000	650, 000
年度			
年度			
総計	1, 500, 000	450,000	1, 950, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経営学・経営学

キーワード:コーポレート・ガバナンス、企業統治、CSR、EU、エンフォースメント、ソフトロー、「遵守か説明か」の原則

1. 研究開始当初の背景

コーポレート・ガバナンスをどのようにデザインすべきなのか。ハードローとソフトローの選択に関しての各国対応は多様であるが、近年、ソフトローの役割が注目されるようになっている。イギリスのコーポレート・ガバナンス改革では、「遵守か説明か」の原則により上場企業の情報開示が拡充し、同様な仕組みがEU(欧州連合)全体のルールとして採用された。今後、世界の他地域においても類似のエンフォースメントが取られていく可能性があり、日本のコーポレート・ガバナンスや関連領域としてCSRの状況に対しても示唆を与えるものと考えられる。

2. 研究の目的

研究目的は大きく2つある。第1に、コーポレート・ガバナンスにおける情報開示規制として、ソフトローであるコーポレート・ガバナンス原則に対するエンフォースメントの手段として、「遵守か説明か」の原則に注目し、イギリスをはじめとする欧州の動向からその有効性を検討することである。そのういとも明らかにする。欧州の場合、個別の国の対応と共に、EU規制が各国に及ぼしているハーモナイゼーションの影響を眺めることも課題として重要である。

第2に、ESG情報の開示が拡充している近年の欧州 CSR の動向および国際 CSR 規格に対するエンフォースメントの状況を明らかにすることである。コーポレート・ガバナンスの動向とあわせて、CSR の領域におけるリポーティングのエンフォースメントについても同様な問題意識を抱える。後者については、国連グローバルコンパクト、OECD 多国籍企業ガイドライン、GRI ガイドライン、ISO26000などの CSR イニアシティブの発達に注目し、それらに対する情報開示を中心とするエンフォースメントがどのような形でなされているかを明らかにし、その有効性について検討する。

コーポレート・ガバナンスと CSR の双方の 領域で進展しているソフトローに対する情 報開示を中心とするエンフォースメントに 注目し、欧州を中心にその実態を眺めて日本 の状況への示唆を導く。

3. 研究の方法

コーポレート・ガバナンスと CSR における情報開示を中心とするエンフォースメントについて各種の文献調査を行うとともに、欧州の関係機関として、政府関係当局、株主団体、経営者団体、労働団体、証券取引所、企業、NGO等の聞き取り調査と意見交換を通じて実態動向の把握に努めながら、研究目的の推進に努めた。

*これまでの主要な聞き取り調査先 (イギリス)

International Corporate Governance Network

Financial Reporting Council (FRC) ロンドン証券取引所

Cass Business School コーポレート・ガバナンス研究所など

(フランス)

OECD 金融・企業局

Trade Union Advisory Committee to the OECD (TUAC) など

(ベルギー)

欧州委員会 域内市場総局

CSR Europe

NYSE Euronext Brussels

JBCE(在欧日系ビジネス協議会)など (オランダ)

Global Reporting Initiative (GRI)

Eumedion,

NYSE Euronext Amsterdam

CREM など

(デンマーク)

Danish Commerce and Companies

Agency (CDDA)

Novo Nordisk

Confederation of Danish Industry

(ノルウェー)

Confederation of Norway Enterprise (NHO)

CSR Norway

Oslo Stock Exchange

(日本)

企業年金連合会

日本監査役協会

ジャスダック証券取引所

東京証券取引所

外務省経済局 OECD 室

グローバルコンパクト・ジャパン・ネットワ ークサムスンジャパン

NPO 法人フローレンスなど

4. 研究成果

きており、EUの仕組みが世界各国に及ぼす影響も少なくないと考えられる。

この点についての我が国の状況は、さまざまな機関によって策定されたコーポインス原則が単なるガイドラインフルで提示されるにとどまり、何らかのエンフォースメントを伴うものでなかったとこ日本ではある。海外諸国と一線を画すると日本では、カーポレート・ガバナンス対応について知道にはながら、この議論も展開され、日本型するにはながら、この議論を必要としており、一つがいたがある。といては東京証券取引所等の対応に注視しつ会後は東京証券取引所等の対応に注視しつ会とは東動向との接近や乖離について引き続き眺めていくことが課題である。

第2に、CSRの領域ではグローバル企業が 準拠すべき CSR 規格の影響が強まりつつある。 本研究では、主に国連グローバルコンパクト と OECD 多国籍企業ガイドラインのエンフォ ースメントの形式とその有効性について検 討した。前者については、参加企業はグロー バルコンパクト 10 原則への取り組みを毎年 報告する義務があり、未提出企業には除名措 置(delist)がとられる(除名企業はリストに 掲載される)。また後者については、参加国 に各国連絡窓口(National Contact Point: NCP) が設けられ、ガイドライン違反企業につ いては通報のための手続きが用意されてい る。各国政府は問題解決に関与していくこと が求められ、そのような事例も散見されるよ うになった。その場合、結果については NCP より声明がだされるなど開示内容が企業側 に対して作用を及ぼすことになる。今後、そ れらイニシアチブとの相互連携を重視する IS026000やGRIガイドラインなどの動向をフ オローしつつ、ステークホルダー・エンゲー ジメントの具体的態様を明らかにすること で CSR 規格のエンフォースメントの有効性に 注視していくことが課題である。

このように、コーポレート・ガバナンスと CSR の双方の領域において進展しつつある情報開示のエンフォースメントの状況について実態を把握するとともに、今後は開示情報を利用する受け手側の対応を具体的に調査していくことで企業とステークホルダーとのエンゲージメントの実態とその意義について検討していくことが重要な研究課題として意識される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計3件)

(1) <u>田中信弘「ソフトローとしてのCSR国際規格のエンフォースメントー国連グローバ</u>

ルコンパクトとOECD多国籍企業ガイドラインを中心に」日本マネジメント学会関東部会 (成城大学)、2012年12月。

(2) 田中信弘「ソフトローとしてのCSR国際規格のエンフォースメント」日本経営倫理学会CSR研究部会(電力中央研究所)、2013年2月。(3) 田中信弘「EUにおけるコーポレート・ガバナンスとCSRの動向について」日本経営教育学会関東部会報告(千葉商科大学)、2011年5月。

[図書] (計6件)

- (1) <u>田中信弘</u>・木村有里編『ストーリーで学 ぶマネジメント 〜経営管理「超」入門』文 真堂、2012 年 3 月 (1-1、1-5、4-6、計 18 頁)。 (2) <u>田中信弘</u>「ドイツの企業統治と会社機関」
- (2)<u>田中信弘</u>「ドイツの企業統治と会社機関」 佐久間信夫・鈴木岩行編『現代企業要論』創 成社、2011年7月102-116頁。
- (3) 田中信弘「企業の環境」齊藤毅憲編『新経営学の構図』学文社、2011年5月、65-89頁。 (4) 田中信弘「企業の社会的責任」と「企業の社会的責任」と「企業の社会的責任論」 佐久間信夫・田中信弘編、
- の社会的責任論」 佐久間信夫・<u>田中信弘編、</u> 『現代CSR経営要論』創成社、2011 年 3 月、 3-40 頁。
- (5) <u>田中信弘</u>「イギリスのコーポレート・ガバナンス」佐久間信夫・水尾順一編『コーポレート・ガバナンスと企業倫理の国際比較』ミネルヴァ書房、2010年4月、79-100頁。(6) <u>田中信弘</u>「M&A戦略と企業価値」佐久間信夫編『よくわかる経営戦略論)ミネルヴァ書

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

房、2010年4月、96-107頁。

名称: 名称明者: 権利者: 種類: 番号医

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等 6. 研究組織

(1)研究代表者

田中 信弘 (TANAKA NOBUHIRO) 杏林大学・総合政策学部・教授 研究者番号: 00245458

(2)研究分担者

宮川 満(MIYAGAWA MITSURU) 立正大学・経営学部・教授 研究者番号:30257167

ダイモン ドラモンド (DAMON DRUMMOND) 立命館アジア太平洋大学・国際経営学部・ 准教授 研究者番号:30341613

(3)連携研究者

なし

研究者番号: